



鳥取県公報

平成17年2月1日(火)
第7657号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	土地改良区の役員の就退任 (47) (西部総合事務所農林局)	1
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (48) (協働推進室)	2
	生活保護法による介護機関の指定 (49) (福祉保健課)	3
	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第42条に規定する業務を行う	
	シルバー人材センターの指定 (50) (労働雇用課)	3
	保安林の指定予定 (2件) (51・52) (森林保全課)	3
	保安林の指定施業要件の変更予定 (3件) (53~55) (〃)	4
	土地収用法による事業の認定 (56) (管理課)	6
	山村振興法の規定に基づく工事の開始 (57) (道路課)	7
教委告示	教科用図書採択地区の設定の一部改正 (3) (小中学校課)	7
調達公告	一般競争入札の実施 (3件) (管財課)	8
	公募型指名競争入札の実施 (2件) (管理課)	16

告 示

鳥取県告示第47号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定に基づき、次のとおり松尾溜池土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年2月1日

鳥取県西部総合事務所長 青 木 茂

退任した役員の氏名及び住所

- 理事 飯 田 不二男 西伯郡大山町長田344
- 〃 深 田 光 章 西伯郡大山町妻木681
- 〃 深 田 政 行 西伯郡大山町妻木676
- 〃 勝 部 晃 西伯郡大山町富岡24
- 〃 種 田 紀 秋 西伯郡大山町安原144
- 〃 中 島 薫 西伯郡大山町安原139
- 〃 田 中 邦 男 西伯郡大山町安原272
- 〃 長谷川 武 雄 西伯郡大山町保田11

〃 齋 木 克 己 西伯郡大山町保田17 - 2
〃 山 根 朗 義 西伯郡大山町平田92
〃 灘 脇 操 西伯郡淀江町大字今津381
〃 山 中 肇 西伯郡淀江町大字今津343
〃 荒 木 秀 明 西伯郡淀江町大字淀江840 - 2
〃 生 田 伸 一 西伯郡淀江町大字今津256 - 1
〃 浅 井 正 仁 西伯郡淀江町大字淀江863 - 2
監 事 伊 木 弟 一 郎 西伯郡大山町妻木499 - 1
〃 山 根 栄 吉 西伯郡大山町平田110
平成15年5月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 飯 田 不 二 男 西伯郡大山町長田344
〃 深 田 政 行 西伯郡大山町妻木676
〃 汐 田 俊 二 西伯郡大山町妻木497
〃 谷 野 透 西伯郡大山町富岡21
〃 種 田 紀 秋 西伯郡大山町安原144
〃 中 島 薫 西伯郡大山町安原139
〃 堀 尾 晴 明 西伯郡大山町安原150
〃 吉 田 隆 俊 西伯郡大山町保田19
〃 齋 木 統 宰 西伯郡大山町保田 1
〃 谷 野 忠 顕 西伯郡大山町平田74
〃 灘 脇 操 西伯郡淀江町大字今津381
〃 山 中 肇 西伯郡淀江町大字今津343
〃 吹 野 純 一 西伯郡淀江町大字淀江484
〃 生 田 伸 一 西伯郡淀江町大字今津256 - 1
〃 浅 井 親 男 西伯郡淀江町大字淀江863 - 2
監 事 伊 木 弟 一 郎 西伯郡大山町妻木499 - 1
〃 谷 野 正 昭 西伯郡大山町平田80
平成15年6月1日就任 任期平成19年5月31日まで

鳥取県告示第48号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成17年3月11日までの間、鳥取県企画部協働推進室において公衆の縦覧に供する。

平成17年2月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 申請のあった年月日

平成17年1月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人とっとりフィルムコミッション

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

清水 増夫

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市弥生町231

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、映画が文化的な意味を持つことを重視し、映画等のロケーション支援、映画祭、出前映画上映会等の事業を行い、多くの人々がロケ撮影、映画鑑賞会等に協力・支援・参加するとともに、映画関係者と交流し、映画を通して文化振興を図る。また、ロケ撮影による観光振興、経済効果を促し、地域の活性化に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第49号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成17年2月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
福田幹久	米子市皆生温泉二丁目20 - 31	ひだまりクリニック	米子市皆生温泉二丁目20 - 31	居宅療養管理指導	平成16年 10月1日
こおげ建設株式会社	八頭郡郡家町大字宮谷200 - 2	ケアサービス鳥取	鳥取市徳尾189 - 1	福祉用具貸与	平成16年 11月1日
橋口正弘	鳥取市新103 - 10	はしぐちホームクリニック	鳥取市新103 - 10	居宅療養管理指導	平成17年 1月25日

鳥取県告示第50号

高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第41条第1項の規定に基づき、同法第42条に規定する業務を行う者を次のとおり指定したので、同法第43条において準用する同法第32条第2項の規定により告示する。

平成17年2月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定した者の名称 社団法人北条大栄広域シルバー人材センター
- 2 指定した者の住所 東伯郡北条町田井46 - 2
- 3 指定した者の事務所
の所在地 東伯郡北条町田井46 - 2
東伯郡大栄町大字瀬戸36 - 2
- 4 指定に係る地域 北条町及び大栄町の全域
- 5 指定年月日 平成17年1月24日

鳥取県告示第51号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の

規定により告示する。

平成17年2月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林予定森林の所在場所

鳥取市用瀬町古用瀬字赤松谷下モ平660の1から660の9まで

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、用瀬町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第52号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年2月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林予定森林の所在場所

西伯郡中山町高橋字地荒ノ峰942の1、942の66、字西小枕943の1、943の5

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、中山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び中山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第53号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年2月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字中原字中江1329の1から1329の4まで、1330、1331・1332（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）、1333、1334・1334の1・1334の2（以上3筆について、次の図に示す部分に限る。）、1334の3、1334の4、1335、1336・1337（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）、1337の1、1338、1338の1、1339、1340の1、1340の2、1341の1、1341の2、字カレイ谷1388の2、1388の4

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第54号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年2月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字大野字カチ向604、612、大字中原字上ミノ谷1129の11、1129の14、1129の15、1132の1、大字眷米字シヨムカ635の1・字田ノウヘ631の43（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第55号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

号) 第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年2月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字芦津字小坂上へ1071の1(次の図に示す部分に限る。)、1071の3から1071の5まで、1072の1(次の図に示す部分に限る。)、1072の3、1073の1、1073の2、字鳥ヶ鳴1157の1、1157の2、1157の4

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」は「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第56号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年2月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 起業者の名称

米子市

2 事業の種類

農業集落排水事業巖地区污水处理施設建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分 米子市二本木字豆田地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

農業集落排水事業巖地区污水处理施設建設事業(以下「本件事業」という。)は、農業集落排水施設を整備するものであり、土地収用法(以下「法」という。)第3条第31号に掲げる地方公共団体が設置する直接その事務又は事業の用に供する施設に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である米子市は地方公共団体であることから、本件事業を実施する権能を有しており、既に本件事業に係る予算措置も講じられているので、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、農業集落排水の予定処理区域内で、ポンプによる圧送区間を最も短くすることができる位置

にある土地（以下「本件土地」という。）に農業集落排水処理施設を整備するものである。

本件事業の実施により得られる利益及び失われる利益を比較衡量した結果、次に掲げる理由から、本件事業の施行により得られる利益は、失われる利益に優越すると認められ、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

ア 本件事業は、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、農村集落の生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るためのものであり、生産性の高い農業の実現及び活力ある農村社会の形成に資することが見込まれる。

イ 本件事業は鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）による環境影響評価の対象事業ではなく、工事の際に周辺環境へ十分に配慮して施工することにより、本件事業により失われる環境上の利益は、軽微なものと考えられる。

ウ 本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業を施行する上で最小限度の範囲であると認められる。

エ 本件事業に係る起業地の選定に当たっては、事業に必要な面積が確保できること、周辺住宅に与える環境上の影響が少ないこと、事業費が経済的であること等を条件に3つの土地について比較検討した結果、これらの要件を満たすものとして本件土地が選定されている。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、農村集落の生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るためのものであり、緊急に整備すべき事業と認められ、本件土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までの判断から、本件事業は法第20条各号の要件を充足していると認められるため、同条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

米子市内町172 - 1

米子市役所

鳥取県告示第57号

山村振興法（昭和40年法律第64号）第11条第1項の規定に基づき、町道の改築に関する工事を次のように開始するので、山村振興法施行令（昭和40年政令第331号）第4条第2項の規定により告示する。

平成17年 2月 1日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	工事区間	工事の種類	工事の開始の日
関金町道野添1号線	東伯郡関金町大字明高字今屋敷通720地先から同大字字宮ノ前727地先まで	改 築	平成17年 3月 1日
	東伯郡関金町大字明高字村前通591 - 1地先から同大字字大境40 - 4地先まで		

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第3号

昭和39年鳥取県教育委員会告示第18号（教科用図書採択地区の設定について）の一部を次のように改正する。

平成17年2月1日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後		改 正 前	
採択地区の名称	区 域	採択地区の名称	区 域
東部教科用図書採択地区	鳥取市 岩美郡 八頭郡	東部教科用図書採択地区	鳥取市 岩美郡 八頭郡 <u>気高郡</u>
略		略	

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年2月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 件名及び数量

鳥取県東部総合事務所で使用する電気の供給 年間使用予定電力量898,000kWh（平成13年度から平成15年度までの各月の平均使用実績の電力量に機器の増加等の補正を行うこと等により算出しているものであり、天候等により変動する。）

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 供給期間

平成17年4月1日から平成20年3月31日まで

(4) 供給場所

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所

(5) 入札書の記入方法等

入札金額は、入札説明書に記載する方法に従って計算し、入札説明書に示す予定契約電力及び使用予定電力量に応じた基本料金の単価及び電力量料金の単価により算出した年間の合計金額（料金単価は消費税及び地方消費税を含むものとし、合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含む単価により見積もった額を入札書に記載すること。なお、燃料

の価格変動に伴う調整は、しないこととする。

2 競争入札参加資格

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成15年鳥取県告示第669号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務のその他に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成17年2月18日（金）午後5時までに鳥取県出納局出納室に提出すること。

- (3) 平成17年2月1日から同年3月14日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定により一般電気事業者として許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により届出を行っている特定規模電気事業者であること。
- (5) 電気の供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県東部県税事務所 総務課

4 入札手続

- (1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒680 - 0061 鳥取市立川町六丁目176

鳥取県東部総合事務所 東部県税事務所 総務課

電話 0857 - 20 - 3505（直通）

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 直接交付する場合

- (ア) 交付期間及び時間

平成17年2月1日（火）から同月15日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までの間

- (イ) 交付場所

(1)の場所

イ 郵送による場合

平成17年2月1日（火）から同月10日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時までの間に(1)の問合せ先に郵送による交付を希望する旨を書面により申し出ること。

- (3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

- (4) 入札及び開札の日時及び場所

平成17年3月14日（月）午前10時（郵便等による入札書の受領期限は、同月11日（金）午後5時）

鳥取県東部総合事務所 第1会議室（鳥取県東部総合事務所1階）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成17年3月7日（月）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ この公告に示した役務に係る予算が成立しなかったときは、入札を行わない。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

Electricity for buildings of Easten Tottori General Office 898,000kWh per annum

(2) Delivery period

From 1 April, 2005 through 31 March, 2008

(3) Delivery place

6 - 176 Tachikawacho Tottori - shi, Tottori 680 - 0061 Japan

(4) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation:

5:00 p.m. 7 March, 2005

(5) Date and time for tender submission:

10:00 a.m. 14 March, 2005 Deadline for the submission of tenders by registered mail: 5:00p.m. 11 March, 2005

(6) Please contact: General Affairs Division, Easten Tottori Prefectural Tax Office 6 - 176 Tachikawacho, Tottori - shi, Tottori 680 - 0061 Japan

TEL: 0857 - 20 - 3505

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年2月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 件名及び数量

鳥取県中部総合事務所で使用する電気の供給 年間使用予定電力量512,000kWh（平成13年度から平成15年度までの各月の平均使用実績の電力量に機器の増加等の補正を行うこと等により算出しているものであり、天候等により変動する。）

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 供給期間

平成17年4月1日から平成20年3月31日まで

(4) 供給場所

倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所

(5) 入札書の記入方法等

入札金額は、入札説明書に記載する方法に従って計算し、入札説明書に示す予定契約電力及び使用予定電力量に応じた基本料金の単価及び電力量料金の単価により算出した年間の合計金額（料金単価は消費税及び地方消費税を含むものとし、合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含む単価により見積もった額を入札書に記載すること。なお、燃料の価格変動に伴う調整は、しないこととする。

2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成15年鳥取県告示第669号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務のその他に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成17年2月18日（金）午後5時までに鳥取県出納局出納室に提出すること。

(3) 平成17年2月1日から同年3月14日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定により一般電気事業者として許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により届出を行っている特定規模電気事業者であること。

(5) 電気の供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県中部総合事務所県民局企画総務課

4 入札手続

(1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒682-0802 倉吉市東巖城町2

鳥取県中部総合事務所県民局企画総務課

電話 0858 - 23 - 3988 (直通)

(2) 入札説明書の交付方法

ア 直接交付する場合

(ア) 交付期間及び時間

平成17年2月1日(火)から同月15日(火)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までの間

(イ) 交付場所

(1)の場所

イ 郵送による場合

平成17年2月1日(火)から同月10日(木)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時までの間に(1)の問合せ先に郵送による交付を希望する旨を書面により申し出ること。

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成17年3月14日(月)午前10時(郵便等による入札書の受領期限は、同月11日(金)午後5時)
鳥取県中部総合事務所新館1階 入札室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成17年3月7日(月)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否
要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無
無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ この公告に示した役務に係る予算が成立しなかったときは、入札を行わない。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

Electricity for buildings of General Tottori General Office 512,000kWh per annum

(2) Delivery period

From 1 April, 2005 through 31 March, 2008

(3) Delivery place

2 Higashiiwakicho, Kurayoshi - shi, Tottori 682 - 0802 Japan

(4) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation:

5:00 p.m. 7 March, 2005

(5) Date and time for tender submission:

10:00 a.m. 14 March, 2005 Deadline for the submission of tenders by registered mail: 5:00p.m. 11 March, 2005

(6) Please contact: General Affairs and Planning Department, Prefectural Citizen's Bureau, Central Tottori Prefectural General Office

2 Higashiiwakicho, Kurayoshi - shi, Tottori 682 - 0802 Japan

TEL: 0858 - 23 - 3988

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年2月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 件名及び数量

鳥取県西部総合事務所で使用する電気の供給 年間使用予定電力量492,000kWh（平成13年度から平成15年度までの各月の平均使用実績の電力量に機器の増加等の補正を行うこと等により算出しているものであり、天候等により変動する。）

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 供給期間

平成17年4月1日から平成20年3月31日まで

(4) 供給場所

米子市糀町一丁目160 鳥取県西部総合事務所

(5) 入札書の記入方法等

入札金額は、入札説明書に記載する方法に従って計算し、入札説明書に示す予定契約電力及び使用予定電力量に応じた基本料金の単価及び電力量料金の単価により算出した年間の合計金額（料金単価は消費税及び地方消費税を含むものとし、合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含む単価により見積もった額を入札書に記載すること。なお、燃料の価格変動に伴う調整は、しないこととする。

2 競争入札参加資格

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成15年鳥取県告示第669号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務のその他に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成17年2月18日（金）午後5時までに鳥取県出納局出納室に提出すること。

- (3) 平成17年2月1日から同年3月14日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定により一般電気事業者として許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により届出を行っている特定規模電気事業者であること。
- (5) 電気の供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県西部総合事務所県民局企画総務課

4 入札手続

- (1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒683 - 0054 米子市鞆町一丁目160

鳥取県西部総合事務所県民局企画総務課

電話 0859 - 31 - 9656（直通）

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 直接交付する場合

(ア) 交付期間及び時間

平成17年2月1日（火）から同月15日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までの間

(イ) 交付場所

(1)の場所

イ 郵送による場合

平成17年2月1日（火）から同月10日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時までの間に(1)の問合せ先に郵送による交付を希望する旨を書面により申し出ること。

- (3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

- (4) 入札及び開札の日時及び場所

平成17年3月14日（月）午前10時（郵便等による入札書の受領期限は、同月11日（金）午後5時）

鳥取県西部総合事務所 第18会議室

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成17年3月7日(月)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ この公告に示した役務に係る予算が成立しなかったときは、入札を行わない。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

Electricity for buildings of Western Tottori General Office 492,000kWh per annum

(2) Delivery period

From 1 April, 2005 through 31 March, 2008

(3) Delivery place

1 - 160 Koujimachi, Yonago - shi, Tottori 683 - 0054 Japan

(4) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation:

5:00 p.m. 7 March, 2005

(5) Date and time for tender submission:

10:00 a.m. 14 March, 2005 Deadline for the submission of tenders by registered mail: 5:00p.m. 11 March, 2005

(6) Please contact: General Affairs and Planning Department, Prefectural Citizen's Bureau, Western Tottori Prefectural General Office

1 - 160 Koujimachi, Yonago - shi, Tottori 683 - 0054 Japan

TEL:0859 - 31 - 9656

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成17年2月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 主要地方道倉吉福本線地方道路交付金工事 (1工区)

(2) 工事場所 倉吉市八幡町

(3) 工事内容

本件工事は、主要地方道倉吉福本線の倉吉市八幡町地内において、法面処理工事を行うものである。

(4) 工事の規模、構造等

施工延長 L = 101.5メートル W = 6.0 (10.0) メートル

道路土工

掘削 4,414立方メートル

グラウンドアンカー工

受圧板 80基

グラウンドアンカー 80本

法面植生工

現場吹付法枠 166平方メートル

(5) 工 期 着工日から240日間

(6) 予定価格 132,893,250円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 県内に本店を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) とび・土工事業について、建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。

(4) 平成14年鳥取県告示第367号 (建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) 又は平成15年鳥取県告示第442号 (建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) に基づく入札参加資格 (以下「入札参加資格」という。) のうち、法面処理工事に係るものを有すること。

(5) 平成17年2月1日 (火) から同月9日 (水) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(6) 平成16年4月1日 (木) から平成17年2月9日 (水) までの間のいずれの日においても、会社更生法 (平成14年法律第154号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) の規定による再生手続開始の申立てが行われた者 (入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。) でないこと。

- (7) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。
- (8) 平成12年度以降に工事が完成し、引渡しの完了している、40本以上のアンカーを施工したグラウンドアンカー工の工事（以下「同種工事」という。）を元請として施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、代表者として施工したものに限る。
- (9) 次に掲げる職員を有すること。この場合において、ア及びイに掲げる者は、相互に兼ねることができる。
- ア 次に掲げる基準をすべて満たす者で、本件工事の施工期間中主任技術者又は監理技術者（以下「技術者等」という。）として専任で配置することができるもの
- (ア) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、技術資料の提出のあった日の3月以上前から継続しているものをいう。）にある者であること。
- (イ) 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の技術検定に合格した者であること。
- (ウ) 監理技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者であり、かつ、とび・土工工事業について同法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。
- イ 社団法人日本アンカー協会の行うグラウンドアンカー施工士の資格試験に合格し、その認定証の交付を受けている常勤職員を本件工事の施工期間中専任で配置することができる者
- (10) グラウンドアンカー工に係る工事価額が少なくとも45百万円の部分について、当該部分の工事に従事する技術者及び作業員の2分の1以上を、常勤職員として雇用している者により充当することができる職員体制を有していること。
- (11) 次に掲げる機械を保有し、又はリース期間が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の規定による耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の70パーセント以上（法定耐用年数が10年以上の場合は、60パーセント以上）120パーセント以下であるリース契約（リース料金の総額がリース物件の取得価格と諸費用との合計額におおむね相当する契約で、中途に解約することが禁止されているものに限る。）により使用していること。
- ア ローターリーパーカッション掘削機（アンカー材を地中に挿入するために孔を開ける機械で、出力が37キロワット以上のものに限る。）
- イ グラウトミキサ（アンカー材を固定するために注入する材料を攪拌する機械をいう。）
- ウ グラウトポンプ（アンカー材を固定するために注入する材料を送り出す機械をいう。）

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成17年2月1日（火）から同月9日（水）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyusatujuhou/doboku/mokuji.htm>）から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成17年2月1日（火）から同月9日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課
米子市糺町一丁目160	鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課

日野郡日野町根雨140 - 1 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件工事に係る入札（以下「本件入札」という。）に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を審査し、2に掲げる要件をすべて満たしていることが確認された者は、すべて指名するものとする。本件入札の期日、場所等は、当該指名の際に通知する。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。

(2) 技術資料が提出されることをもって、提出者に本件入札に参加する意思があるものとみなす。

(3) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(5) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。

(6) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(7) 提出された技術資料は、提出者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(8) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(9) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。

(10) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(9)のアに掲げる技術者等及びイに掲げる者に加え、2の(9)のアの(ア)に掲げる基準を満たし、かつ、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者を専任で配置することを求める。

(11) 2に掲げる要件を満たす者が1者のみの場合は、本件入札を中止する。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成17年2月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

(1) 工 事 名 一級河川千代川河川災害復旧工事 (16年災37号) (市瀬河川トンネル)

(2) 工事場所 八頭郡智頭町大字市瀬

(3) 工事内容

本件工事は、智頭町市瀬地区において一級河川千代川の河道の迂回路としての河川トンネル工事を行うものである。

(4) 工事の規模、構造等

河川トンネル工

L = 230メートル

A = 126.67平方メートル (5 芯円断面)

H = 10.5メートル

W = 15.0メートル

掘削工 一式

吹付コンクリート工 一式

ロックボルト工 一式

金網工 一式

鋼製支保工 一式

覆工 一式

インバート工 一式

坑門工 一式

残土処理工 一式

仮設工 一式

(5) 工 期 平成17年2月から平成18年12月28日まで

(6) 予定価格 1,574,638,800円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類 (以下「技術資料等」という。) の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 2者により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の最も大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成14年鳥取県告示第367号 (建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) 又は平成15年鳥取県告示第442号 (建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) に基づく入札参加資格 (以下「入札参加資格」という。) のうち、一般土木工事に係るものを有すること。

ウ 平成17年2月1日 (火) から同月9日 (水) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

エ 平成16年4月1日 (木) から平成17年2月9日 (水) までの間のいずれの日においても、会社更生法 (平成14年法律第154号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) の規定による再生手続開始の申立てが行われた者 (入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。) でないこと。

オ 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 土木工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

イ 平成2年度以降に工事が完成し、引渡しの完了しているNATM工法（トンネル内部からロックボルトを差し込み、トンネル内面に吹き付けで履工することにより地山を強化してトンネルを支える工法）によるトンネル工事で、施工延長200メートル以上かつ内空断面積95平方メートル以上のもの（以下「同種工事」という。）を元請として施工した実績があること。

ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、代表者として施工したものに限る。

ウ 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成14年10月1日から平成15年9月30日（合併、分割又は営業の譲渡の期日等を審査基準日とした経営事項審査にあつては、平成17年2月9日）までの間にあるものに限る。）の結果（以下「経審結果」という。）における土木一式工事の総合評定値が1,400点以上であること。

エ 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

(ア) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であつて、技術資料等の提出のあつた日の3月以上前から継続しているものをいう。）にある者であること。

(イ) 平成2年度以降に同種工事を元請として施工した者の監理技術者又は主任技術者（以下「技術者等」という。）として同種工事を施工管理した実績を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員として施工した者の技術者等としての実績については、代表者の技術者等としてのものに限る。

(ウ) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者（以下「1級土木施工管理技士」という。）であり、かつ、土木工事業について同法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けているものであること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者であること。

ア 県内に本店を有する者の資格

イ 土木工事業について、建設業法第3条第6項に規定する一般建設業又は特定建設業の許可を受けていること。

ウ 入札参加資格のうち、一般土木工事のA級に係るものを有すること。

エ 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中技術者等として専任で配置することができるものを有すること。

(ア) (3)のエの(ア)に掲げる基準を満たす者であること。

(イ) 主任技術者にあつては、1級土木施工管理技士であること。

(ウ) 監理技術者にあつては、(3)のエの(ウ)に掲げる基準を満たす者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成17年2月1日（火）から同月9日（水）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm>）から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成17年2月1日（火）から同月9日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課
米子市鞆町一丁目160	鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課
日野郡日野町根雨140-1	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料等の提出

本件工事に係る入札（以下「本件入札」という。）に参加を希望する者は、技術資料等作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を審査し、2に掲げる要件をすべて満たしていることが確認された共同企業体は、すべて指名する。なお、本件入札の期日、場所等は、当該指名の際に通知する。

4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。
- (2) 技術資料等が提出されることをもって、提出者に本件入札に参加する意思があるものとみなす。
- (3) 技術資料等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。
- (5) 技術資料等その他提出された資料は、返却しない。
- (6) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (7) 提出された技術資料等は、提出者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (8) 工事費内訳書の提出
 - ア 1回目の入札書の提出に当たっては、当該入札書に記載する入札金額に係る工事費内訳書を提出すること。
 - イ 工事費内訳書は、別記様式又はこれに準じた書式により作成すること。
 - ウ 工事費内訳書は、返却しない。
 - エ 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。
 - オ 工事費内訳書を提出しない者及び工事費内訳書に重大かつ明白な不備がある者は、失格とする。
- (9) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第15条の規定により定める最低制限価格以上の価格をもって入札をした共同企業体のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。
- (10) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。
- (11) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(3)の工及び(4)の工に定める者に加え、2の(3)の工の(ア)に掲げる基準を

満たす1級土木施工管理技術士を専任で配置することを求める。この場合においては、その者が共同企業体のどの構成員に属するかを問わない。

- (12) 2に掲げる要件を満たす共同企業体が1つしかない場合は、本件入札を中止する。
- (13) 本件工事に係る工事請負契約の締結は、鳥取県議会の議決を要するものである。